

規制の事後評価書

法令の名称：家畜改良増殖法の一部を改正する法律規制の名称：特定家畜人工授精用精液等の容器の表示
譲渡等記録簿の作成及び保存規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：畜産局畜産振興課評価実施時期：令和7年10月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

和牛などの付加価値の高い家畜の家畜人工授精用精液等の流通管理を適切に実施するため、農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等について以下の措置を講じる。

- ① 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項（採取年月日等）の表示を義務付け。
- ② 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項（譲渡・譲受の年月日、相手方・仕向先等）を記載した譲渡等記録簿の10年間保存を義務付け。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①特定家畜人工授精用精液等の容器の表示 ②譲渡等記録簿の作成及び保存	事前評価時	特定家畜人工授精用精液等が収められている容器に表示されている種畜の名称及び採取年月日等から当該特定家畜人工授精用精液等の生産元を把握し、譲渡等記録簿の記載事項に基づいて、当該家畜人工授精用精液等の流通過程を確実にかつ効率的に辿ることが可能となる。
	事後評価時	事前評価時の想定と乖離はなく、特定家畜人工授精用精液等の流通管理を適切に実施するため、表示及び帳簿記載を義務付ける規制手段を採用したことにより、特定家畜人工授精用精液等の流通過程を確実にかつ効率的に辿ることが可能となった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①特定家畜人工授精用精液等の容器の表示	事前評価時	特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときに種畜の名称等を表示することは慣行として行われているため、今回新たに義務づけられる名称等表示に関しては、基本的には既存設備で対応できることから規制を遵守するための追加的な費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定と乖離はなく、追加的な費用は発生していない。
②譲渡等記録簿の作成及び保存	事前評価時	商法等において既に取引記録の会計帳簿の作成及び10年間の保存が義務付けられており、当該取引記録を譲渡等記録簿上の記録として流用できることから規制を遵守するための費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定と乖離はなく、規制を遵守するための費用は発生していない。

■ 行政費用

		算出方法と数値
①特定家畜人工授精用精液等の容器の表示 ②譲渡等記録簿の作成及び保存	事前評価時	家畜人工授精所に対する特定家畜人工授精用精液の在庫調査等の監督業務等において、容器の表示及び譲渡等記録簿の確認を行う業務の発生が想定されるが、これまで行政指導として行っている業務（取引状況や在庫、家畜人工授精簿の確認等）において、容器の表示や譲渡等記録簿の確認を一連の作業として行うことから、一概に行政費用の増加につながるものではない。
	事後評価時	事前評価時の想定と乖離はなく、一概な行政費用の増加につながっていない。

■ その他の負担

—

3 考察

本規制の対象である特定家畜人工授精用精液等は、約 373 万本（精液約 330 万本、受精卵約 43 万本）が生産され（令和 5 年次運営状況報告）、その需要に応じて全国域に流通している。農林水産省では、都道府県と連携し、令和 2 年 4 月から令和 6 年 10 月までに約 3,400 か所の家畜人工授精所に立入検査を実施し、「特定家畜人工授精用精液等の容器の表示」に関する指導 14 件、「譲渡等記録簿の作成及び保存」に関する指導 94 件を行い、特定家畜人工授精用精液等の適正な流通管理を図ってきたところ。

現時点まで、特定家畜人工授精用精液等の不正取引等による経済被害の発生は確認されておらず、当該精液等を使用して生産された肉用子牛の取引額（約 1,950 億円（取引頭数 358 千頭×平均価格 545 千円「肉用子牛取引情報（令和 6 年度黒毛和種）」（独）農畜産業振興機構））には影響は生じていない。

また、特定家畜人工授精用精液等が辿った流通経路を确实かつ効率的に把握することの必要性に変化はなく、規制導入後も規制遵守に係る費用や行政費用の増加も生じていないことから、本規制の見直しは不要である。